



2025 年 11 月 4 日

各 位

東 京 都 渋 谷 区 東 一 丁 目 2 6 番 3 0 号
会 社 名 株式会社モブキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役 CEO 藪 考 樹
(コード番号：3664 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理管掌 知 久 峻 輔
(Tel. 03-6820-4191)

(開示事項の経過)

「第2回無担保普通社債（少人数私募）の不発行」及び「第三者割当による第36回新株予約権（行使価額修正条項付）、第37回新株予約権、第38回新株予約権の資金使途変更」に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 3 日付の取締役会決議において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）に対する第2回無担保普通社債（少人数私募）（以下「本社債」といいます。）の発行につきまして、2025 年 10 月 21 日から 2025 年 11 月 3 日までの間に行使された第36回新株予約権及び第37回新株予約権（以下、それぞれを「第36回新株予約権」及び「第37回新株予約権」といいます。）の行使に際して出資された金銭の合計額が 100,000,000 円を超えたため、本社債を発行しないこととなりましたので、お知らせいたします。

2025 年 10 月 3 日付「第三者割当による第36回新株予約権（行使価額修正条項付）、第37回新株予約権、第38回新株予約権及び第2回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本社債の総額は、金 100,000,000 円から、2025 年 10 月 21 日から 2025 年 11 月 3 日までの間に行使された第36回新株予約権及び第37回新株予約権の行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除した金額を予定しておりました。その後、2025 年 10 月 21 日から 2025 年 11 月 3 日までの間に行使された第36回新株予約権及び第37回新株予約権の行使に際して出資された金銭の合計額が 100,000,000 円を超え、本社債の発行が不要となったため、本社債を不発行とすることにいたしました。

また、社債を償還することが不要となったことに伴い、併せてお知らせした新株予約権の発行及び行使により調達した資金の具体的な使途につきまして、下記のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

変更箇所は、下線を付して表示しております。

（なお、変更した資金使途の内容は、当初の社債の資金使途の内容と同じでございます。）

【「第三者割当による第36回新株予約権（行使価額修正条項付）、第37回新株予約権、第38回新株予約権及び第2回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」】

（変更前）

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 1,364,200,000 円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①本社債の償還	<u>100</u>	2025 年 11 月～2026 年 10 月
②暗号資産（ソラナ）を活用した「ソラナ・トレジャリー事業」の運用	550	2025 年 10 月～2026 年 10 月 (※)
③SIAP 関連（M&A の際に必要な費用）	100	2025 年 11 月～2027 年 6 月
④子会社（既存及び新規（SIAP により取得した子会社を含む））及び投資先企業の成長資金、新規 IP の創出及び新規事業の推進のための資金	<u>458</u>	2025 年 11 月～2027 年 6 月
⑤運転資金	<u>156</u>	2025 年 11 月～2027 年 6 月
合計	1,364	

※②暗号資産（ソラナ）を活用した「ソラナ・トレジャリー事業」の運用の支出予定時期につきましては、2025 年 11 月開始から 2025 年 10 月開始に変更しております。2025 年 10 月 24 日付適時開示「（開示事項の変更）暗号資産（ソラナ）の購入時期変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 本社債の償還資金

本新株予約権による調達資金のうち 100 百万円を、2025 年 11 月から 2026 年 10 月にかけて、本社債の償還資金に充当する予定です。なお、本社債による調達資金の使途については、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要＜本社債の概要＞11. 資金使途」に記載しております。

④子会社（既存及び新規（SIAP により取得した子会社を含む））及び投資先企業の成長資金及び新規 IP の創出及び新規事業の推進のための資金

本新株予約権による調達資金のうち 458 百万円を、2025 年 11 月から 2027 年 6 月にかけて、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要＜本社債の概要＞11. 資金使途」の記載と同様の目的に充当する予定です。

具体的には、「子会社（既存及び新規（SIAP により取得した子会社を含む））及び投資先企業の成長資金」として 288 百万円を充当する予定で、その内訳としては、既存の子会社及び投資先企業の成長資金として 153 百万円、M&A 実施後に新たに当社子会社となった企業の成長資金として 135 百万円を充当する予定です。なお、現時点で具体的に決定している M&A はございません。また、「新規 IP の創出及び新規事業の推進のための資金」として 170 百万円を充当する予定で、内訳としては、当社のファッション事業を推進する資金として 85 百万円、将来の新規事業を推進する資金として 85 百万円を充当する予定です。

⑤運転資金

本新株予約権による調達資金のうち 156 百万円を、2025 年 11 月から 2027 年 6 月にかけて、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要＜本社債の概要＞11. 資金使途」の記載と同様の目的に充当する予定です。

（変更後）

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 1,364,200,000 円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①本社債の償還	<u>0</u>	二

②暗号資産（ソラナ）を活用した「ソラナ・トレジャリー事業」の運用	550	2025 年 10 月～2026 年 10 月 (※)
③SIAP 関連（M&A の際に必要な費用）	100	2025 年 11 月～2027 年 6 月
④子会社（既存及び新規（SIAP により取得した子会社を含む））及び投資先企業の成長資金、新規 IP の創出及び新規事業の推進のための資金	533	2025 年 11 月～2027 年 6 月
⑤運転資金	181	2025 年 11 月～2027 年 6 月
合計	1,364	

※②暗号資産（ソラナ）を活用した「ソラナ・トレジャリー事業」の運用の支出予定時期につきましては、2025 年 11 月開始から 2025 年 10 月開始に変更しております。2025 年 10 月 24 日付適時開示「（開示事項の変更）暗号資産（ソラナ）の購入時期変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 本社債の償還資金

本新株予約権による調達資金のうち 100 百万円を、2025 年 11 月から 2026 年 10 月にかけて、本社債の償還資金に充当する予定でしたが、2025 年 10 月 21 日から 2025 年 11 月 3 日までの間に行使された第 36 回新株予約権及び第 37 回新株予約権の行使に際して出資された金銭の合計額が 100,000,000 円を超え、本社債の発行が不要となったため、本社債を不発行とすることにいたしました。

④子会社（既存及び新規（SIAP により取得した子会社を含む））及び投資先企業の成長資金及び新規 IP の創出及び新規事業の推進のための資金

本新株予約権による調達資金のうち 533 百万円を、2025 年 11 月から 2027 年 6 月にかけて、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要＜本社債の概要＞11. 資金使途」の記載と同様の目的に充当する予定です。

具体的には、「子会社（既存及び新規（SIAP により取得した子会社を含む））及び投資先企業の成長資金」として 363 百万円を充当する予定で、その内訳としては、既存の子会社及び投資先企業の成長資金として 228 百万円、M&A 実施後に新たに当社子会社となった企業の成長資金として 135 百万円を充当する予定です。なお、現時点で具体的に決定している M&A はございません。また、「新規 IP の創出及び新規事業の推進のための資金」として 170 百万円を充当する予定で、内訳としては、当社のファッション事業を推進する資金として 85 百万円、将来の新規事業を推進する資金として 85 百万円を充当する予定です。

⑤運転資金

本新株予約権による調達資金のうち 181 百万円を、2025 年 11 月から 2027 年 6 月にかけて、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要＜本社債の概要＞11. 資金使途」の記載と同様の目的に充当する予定です。

2. 今後の見通し

資金使途の変更による業績への影響は軽微であると見込んでおりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

なお、第 36 回新株予約権及び第 37 回新株予約権につきましては現時点において全て行使が完了しております。第 36 回新株予約権の行使完了につきましては、2025 年 10 月 27 日付適時開示「第 36 回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使の大量行使、月間行使状況及び権利行使完了に関するお知らせ」を、第 37 回新株予約権の行使完了につきましては、2025 年 10 月 28 日付適時開示「第 37 回新株予約権（固定行使価額型）の行使の大量行使、月間行使状況及び権利行使完了に関するお知らせ」をご参照下さい。

<ご参考>

(本社債の概要)

1.	名称	株式会社モブキャストホールディングス第2回無担保普通社債
2.	社債の総額	金 100,000,000 円から、2025 年 10 月 21 日から 2025 年 11 月 3 日までに行使された第 36 回及び第 37 回新株予約権（以下、第 38 回新株予約権と個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、2,500,000 円毎での控除とし、2,500,000 円に満たない額は控除の対象としません。）した金額
3.	各社債の金額	金 2,500,000 円
4.	払込期日	2025 年 11 月 4 日（火）
5.	償還期日	2026 年 10 月 21 日（水）
6.	利率	年率 0.0%
7.	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
8.	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
9.	償還方法	満期一括償還 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の 5 営業日（「営業日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに本社債に係る社債権者（以下「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 (2) 2025 年 11 月 5 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 「基準金額」は 23 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 (3) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、本請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株

		式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。 (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ第 36 回新株予約権及び第 37 回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還します。 (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還します。 (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還します。 (7) 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本号において「繰上償還日」という。）の 10 営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (8) 本号(2)乃至(7)にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込日から 6 か月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。
--	--	---

		(9) 第36回及び第37回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の第36回及び第37回新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)上記「2. 社債の総額」に基づき金100,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(2,500,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、第36回及び第37回新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
10.	総額引受人	EVO FUND

以 上